

マイナンバー通知カードについて

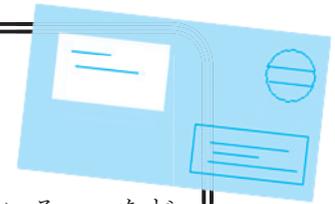
マイナンバーを確実に受け取るために…

平成27年10月以降、一人ひとりの「マイナンバー」が記載された「通知カード」が住民票の住所地に転送不要の簡易書留で世帯ごとに送付されます。実際に住んでいる住所と、住民票の住所地が違う場合は、通知カードを受け取る事ができません。

ただし、やむを得ない理由により、通知カードを住所地で受け取ることができない場合は、「居所情報登録」の手続きを行うことで、住民票の住所地以外で受け取る事ができます。

※やむを得ない理由とは…※

- ・東日本大震災による被災者である
- ・DV、ストーカー行為、児童虐待等の被害者である
- ・一人暮らしで、長期間医療機関・施設等に入院・入所している など



上記の理由に該当する方は、「居所情報登録申請書」と添付書類を9月25日（金）までに（持参又は必着）住民票のある市区町村に持参、または郵送してください。ご自身のマイナンバーを確実に受け取るために、忘れずに手続きを行って下さい。

居所情報登録の手続きに必要なもの

- 申請書…総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/) からダウンロードできるほか、市区町村役場の窓口から入手可能です。
- 添付書類…居所情報登録を行う者の本人確認書類（運転免許証など）
居所情報登録を行う者が居所に居住している事を証する書類（公共料金の領収書など）
この他、代理人申請の場合は委任状・代理人の本人確認書類が必要となります。

申請手続きができる者

- 登録対象者本人、その法定代理人・任意代理人
- ※登録対象者が15歳未満の者又は成年後見人である場合、法定代理人が申請

マイナンバーに関する問い合わせ先

◆コールセンター（全国共通ナビダイヤル）◆

電話：0570-20-0178（土日祝日 年末年始を除く9：30～17：30）

※平成27年10月から平成28年3月までの平日は20時まで延長。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、☎050(3816)9405におかけください。

※ナビダイヤルは通話料が発生します。

【住民生活課戸籍年金係 ☎47-4681】